

## 実質化された人・農地プラン

市町村名	対象地区名(地区内集落名)	作成年月日	直近の更新年月日
松本市	島内地区 (小宮、高松、島高松、北中、南中、青島、松島、新橋、東方、町、北方、上平瀬、平瀬川西、平瀬川東、下田、山田、犬飼新田、中田)	令和3年2月19日	令和4年9月8日

## 1 対象地区の現状

地区内の耕地面積(市街化区域、再生利用が困難な区域を除く)	497.2 ha
アンケート調査等に回答した地区内の農地所有者又は耕作者の耕作面積の合計	362.7 ha
アンケート調査時の地区内における70才以上の農業者の耕作面積の合計	201.9 ha
うち後継者未定の農業者の耕作面積の合計	58.7 ha
うち後継者について不明の農業者の耕作面積の合計	42.3 ha
地区内において今後中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積の合計	102.9 ha
(備考)	

注1: の「〇才以上」には、地域の実情に応じて、5～10年後の農地利用を議論する上で適切な年齢を記載します。

注2: の面積は、下記の「(参考)中心経営体」の「今後の農地の引受けの意向」欄の「経営面積」の合計から「現状」欄の「経営面積」の合計を差し引いた面積を記載します。

注3: アンケート等により、農地中間管理機構の活用や基盤整備の実施、作物生産や鳥獣被害防止対策、災害対策等に関する意向を把握した場合には、備考欄に地区の現状に関するデータとして記載してください。

注4: プランには、話合いに活用した地図を添付してください。

## 2 対象地区の課題

中心経営体が引き受けきる意向のある耕作面積 100ha以上となっており、離農者面積<耕作者希望面積が20年以上継続しており、農地の引っ張り合いにより、現在の地代はハイランド管内他地区より高く、島内地区内全体的に地代を安く平準化する調整が必要です。

注: 「課題」欄には、「現状」を基に話合いを通じて提示された課題を記載してください。

## 3 対象地区内における中心経営体への農地の集約化に関する方針

1. 島内基礎耕作面積517haの面積の内、他地区の面積も含め集積が357.9haであり、地区外の面積は当面検討から除外し、集落を単位とし担い手に集約を図ります。但し、貸手からの要望がある場合は考慮します。

2. 島内地区内で共通の価格を示し、農地の耕作者変更に伴う料金の価格の平準化を進めます。

3. 島内平瀬北東部周辺圃場整備推進委員会の進める圃場整備計画の収益UPに繋がるように、エリア内(以降エリア内とは、平瀬・町・東方の圃場整備実施区域)での集約化を進めます。

注1: 中心経営体への農地の集約化に関する将来方針は、対象地区を原則として集落ごとに細分化して作成することを想定していますが、その「集落」の範囲は、地域の実情に応じて柔軟に設定してください。

注2: 「中心経営体」には、認定農業者、認定新規就農者、経営所得安定対策の対象となる法人化や農地の利用集積を行うことが確実と市町村が判断する集落営農及び市町村の基本構想に示す目標とする所得水準を達成している経営体等が位置付けられます。

4 3の方針を実現するために必要な取組に関する方針(任意記載事項)

農地貸付の意向について、要望なき場合は集落を単位としその集落の担い手耕作者での検討を進める。

地区内の圃場賃借料については、R3.9.7島内地区農業再生協議会で方針が決定し、回覧、島内地区農業振興ビジョンに掲載し周知を図っています。

年に1度農地相談日を設け、農地の耕作を始める年度当初に会議を開催し、担い手に諮ります。但し、島内地区農業振興ビジョンや転作率を意識しており、取り組みを実施している担い手を優先とします。

島内平瀬北東部周辺圃場整備推進委員会の進めるエリア内の圃場、担い手については都度調整を取りつつ進めます。